

廃棄物対策課からのお知らせ

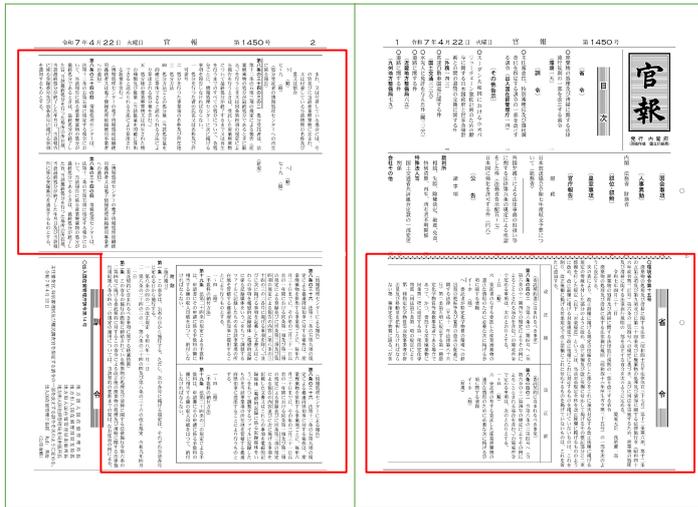
令和8年2月18日

廃棄物対策課

「目次」

- 1 廃棄物処理法施行規則の改訂について
- 2 高度化法の全面施行について
- 3 電子マニフェスト導入について
- 4 優良認定制度の推奨について

「令和7年4月22日公布内容（省令改正）」



改正のポイント

1 契約書への記載項目追加

第一種指定化学物質等取扱事業者が委託する産業廃棄物に、第一種指定化学物質が含有又は付着している場合、処理業者との契約書に記載義務が追加されます。

2 電子マニフェストの記載項目追加

処分受託者は、処分方法と処理量等を電子マニフェストに記録する必要があります。

施行日

- ・契約書項目：令和8年1月1日から
※自動更新の場合は更新日から適用
- ・電子マニフェスト：令和9年4月1日から
※JWNETは対応済み

「契約書に記載すべき項目（背景）」

変更点

- ・廃棄物処理法施行規則第8条の4の2
廃棄物を適正処理するために必要な情報伝達事項を、契約書に記載すべき事項として規定。
今回の改正：この伝達事項に**第一種化学物質（排出者が第一種指定化学物質等取扱事業者に限る）**が追加されました。

改正の背景

産業廃棄物に含まれる化学物質が原因で、処理時に全国でトラブルが発生。
事例1：利根川流域で化学物質が流出→取水停止。関東一円で断水の可能性
事例2：ベンゼンを含む汚泥を屋外でドラム缶保管→発火
事例3：廃液回収時に化学反応→塩素ガス発生

廃棄物処理業者が化学物質の混入を事前に把握していれば、トラブル回避が可能だったかも

「契約書：追記文言／WDS」

①文言追加

令和8年1月1日以降の契約書には、以下の事項を記載する必要があります。
(適正処理に必要な情報の提供)

委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合。

②WDS

- ・第一種指定化学物質等取扱事業者が、第一種指定化学物質を含有又は付着させている場合
→**割合や分析結果を運搬業者・処分業者に提示する必要あり**
- ・通知方法：WDS（廃棄物データシート）を用いて情報伝達

※今回の改正により、WDSの一部が**義務化**されました。

「経過措置」

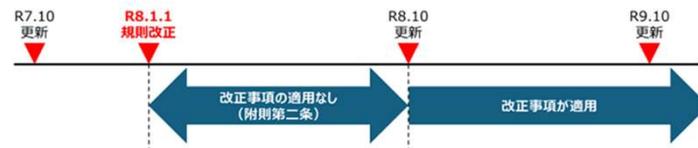
○自動更新契約の場合

経過措置（附則第二条）

この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

自動更新を含む契約→施行日以降最初の更新日から改正事項が適用される

(例) 毎年10月に自動更新される契約の場合



「経過措置」

○途中から第一種指定化学物質取扱事業所になった場合の起点

記載義務が生じる時期の考え方

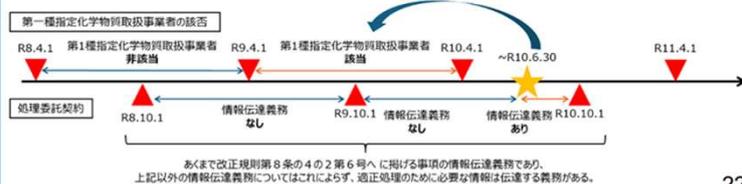
契約有効期間内において、「契約有効期間の属する年度の第一種指定化学物質取扱事業者」への該当が判明した時点から、記載義務が生じる。

(例)

- ・ 化管法第五条に基づく届出を行った時点
- ・ 一度に1t以上の第一種指定化学物質を含む廃棄物を処理委託した時点

「過年度の該当実績」「本年度の事業計画」「契約の時期」等を踏まえ、第一種指定化学物質取扱事業者に該当することが予見される場合には、該当性の判断を待たずに情報伝達を行うのが望ましい。

(例) 毎年10月に自動更新される契約の場合



22

「FAQ（環境省FAQ抜粋）」

質問	回答
第一種指定化学物質取扱事業者の判断基準は	化管法と同一です。詳しくはP R T R制度を参照してください
届出の対象となっていない事業場の廃棄物も対象か	P R T R制度では、事業場ごとに判断をするため、届け出対象でない事業場は対象外
届出をしている事業場で第一種指定化学物質が廃棄物に含有していない場合も必要か	情報提供の義務はかからない
記載義務がかかる廃棄物について、第一種指定化学物質の量または濃度の閾値はあるか	量の閾値はない 第一種指定化学物質の濃度が重量で 1% 以上のものが情報伝達の義務がかかる
第一種指定化学物質の濃度が重量で 1% 未満の場合は情報提供不要か	情報提供の義務はない。ただし、未満であっても処理工程に影響を及ぼす場合は、情報伝達が必要

出典：環境省（URL） <https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

「電子マニフェスト：対象・施行」

対象：電子マニフェストのみ（紙マニフェストは対象外）

対応者：処分受託者（中間処理業者）

作業内容：産業廃棄物の**処分方法と数量**を集約し、
一次マニフェストに入力する

現状と施行日

- ・施行日：令和9年4月1日から
- ・現在：任意入力（JWNETは対応済み）

「電子マニフェスト：変更点」

【参考】追加される項目について

➤ 現在は、中間処理業者による最終処分終了報告の際に、最終処分の業者、場所、日付のみ入力



従来

- ・中間処理業者による**最終処分終了報告**で完了
- ・入力項目：**最終処分業者、場所、日付**

施行後（令和9年4月1日以降）

- ・中間処理後の廃棄物（再生品を含む）ごとに**処分方法と処理量**をすべて記録
- ・1次→2次→・・・→最終（埋立）まで情報入力が必要

ポイント

- ・再生品を含め、処理の全工程を電子マニフェストで記録

詳しくは JWNETを参照 <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/tsuika/index.html>

「高度化法：概要」

対象法令名：

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律
(通称：高度化法)

施行スケジュール：

- ・令和6年 5月29日：一部施行開始
- ・令和7年 2月 1日：段階的施行
- ・令和7年11月21日：完全施行完了

目的：

- ・再資源化の高度化
- ・温室効果ガス排出削減
- ・高品質な再生材の安定供給

完全施行後の主な影響：

- ・特定産業廃棄物処分業者に対する報告義務が新設
- ・国による再資源化事業の認定制度が運用開始

「高度化法：報告義務」

報告義務の対象事業者

- ・産業廃棄物処分業者で、以下のいずれかに該当する場合
 - ①前年度の産業廃棄物処分量が**10,000トン以上**（特管産廃を除く。）
 - ②前年度の廃プラスチック類処分量が**1,500トン以上**
- ※①②とも再生を含むが、**埋立処分・海洋投入処分は除外**
※国から①②以外の事業者へも調査依頼の可能性あり

報告内容と期限

- ・翌年度6月30日までに、
産業廃棄物の種類ごと・処分方法ごとに処分数量及び再資源化数量を**直接環境大臣に報告**

報告方法

- オンライン報告予定（詳細は未定）
- 令和7年度分の実績報告（令和8年度提出）柔軟な運用を予定

「高度化法：認定」

①高度再資源化事業

- ・製品原材料を代替する質・量の再生材を安定供給
- ・資源循環に資する事業に再生材供給
- ・地域との調和・地域振興に寄与

②高度分離・回収事業

- ・告示指定廃棄物の処理
- 例：太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池

③再資源化工程の高度化

- ・既存施設での設備改良により温室効果ガス排出量を大幅削減

廃棄物処理法の許可不要（収集運搬、処分業、処理施設の設置、再委託も一部可）

③については変更許可不要となる場合も

申請等の窓口は環境省

「高度化法：問合せ先」

高度化法に関する相談・情報提供

コールセンター

- ・電話番号 03-6759-6027
- ・Eメール：circular@sanpainet.or.jp
- ・お問合せ可能時間：平日午前9時30分～午後5時30分

高度化法説明会アーカイブ

- ・全国各地で開催された説明会の動画を閲覧可能
- ・URL：<https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=50>
- 運営：公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

「電子マニ導入のお願い（比較表）」

豊田市では電子マニフェストの利用を推奨しています

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
交付・登録	廃棄物を引渡し日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録	廃棄物を引き渡しと同時にマニフェストを交付
処理終了確認	情報処理センターからの各終了報告の通知（電子メール）により確認	各終了報告ごとにA票と照合
保存	保存不要	A、B2、D、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票 交付等状況報告書	報告不要	自ら各自治体に報告

※電子マニフェストの加入・相談 <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

※導入のメリット（JWNET） <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/merit/index.html>

「優良認定制度（目的）」

優良産廃処理業者認定制度の趣旨・目的

優良産廃処理業者認定制度は、優良な産業廃棄物処理業者を評価し、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的として、平成22年の廃棄物処理法改正により創設された。

具体的には、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備している。

<環境省作成 優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアルより 抜粋>

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>

「優良認定制度（メリット）」

処理業者のメリット

- ・許可期限の延長：5年→7年
- ・更新時の手続き簡素化
- ・許可証に**優良認定マーク**表示 → 信頼性向上
- ・産廃情報ネット（さんぱいくん）で優良業者として紹介

排出業者のメリット

- ・信頼性の高い業者選定が容易
- ・現地確認負担の軽減
- ・不適正処理リスク低減、CSR対応に有効
- ・業者情報公開充実 → 判断がスムーズ

産廃情報ネット・さんぱいくん <https://www2.sanpainet.or.jp/index.php>
優良さんぱいナビ <https://www3.sanpainet.or.jp/>

「おまけ（事故）」

産業廃棄物処理業者で火災等の事故が続いています。特にプラスチックの破碎を行っている業者で火災が発生。

○最近の火災事故

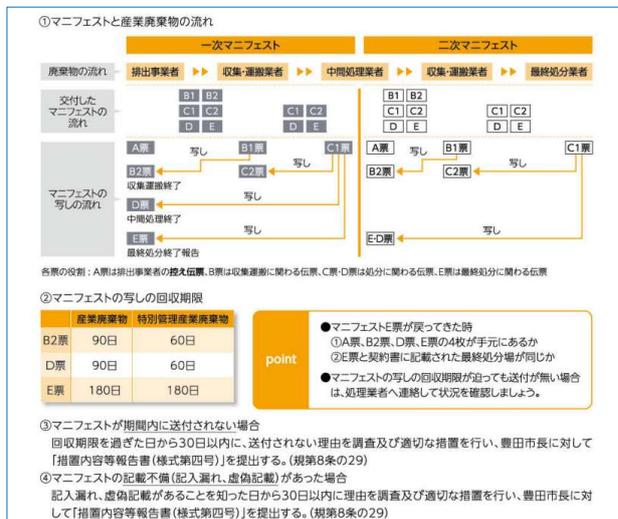
令和7年	8月31日	豊橋市
令和7年	11月22日	豊橋市
令和7年	11月24日	名古屋市港区
令和7年	11月29日	豊橋市
令和8年	1月12日	岡崎市
令和8年	1月30日	稲沢市

産業廃棄物はマニフェストの**返却期限 90日**（特管は60日）があります。
（**最終処分は180日**）※電子マニフェストは入力期限

→返却期限を過ぎたら、**措置内容等報告書**の提出が必要

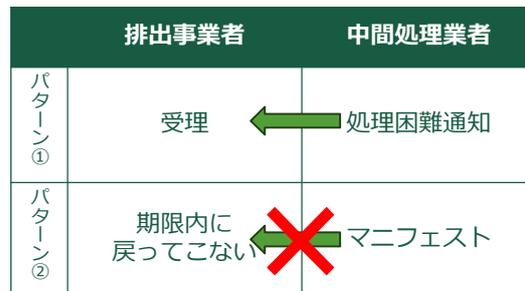
→適切な契約、適切なマニフェストの運用などが行われていないと行政から廃棄物の回収・撤去の指導があるかも

「おまけ（マニフェスト）」



協定協議会作成 覚えておきたい環境法令2 廃棄物・リサイクルP18

中間処理業者で火災が発生時にマニフェストは



↓ 30日以内

措置内容等報告書を都道府県・政令市に提出

「おまけ（廃棄物の回収）」

Q：中間処理業者で火災が発生。委託した産業廃棄物を回収する必要があるのか

A：中間処理業者が自ら処理（再委託など）ができれば回収の必要はない
中間処理業者が自ら処分できない場合、許可自治体から撤去指導の可能性も先んじて撤去を検討している排出事業者は、許可自治体と協議が必要

中間処理業者が適切に廃棄物処理を行っているか確認が必要です

※売却の場合も売却先が適切に処理をされているか確認をお勧めします

「おまけ（パブコメ）」

環境省パブリックコメント（令和8年1月14日～2月12日まで）

- ・水銀使用製品の削除 2 空気亜鉛電池の削除

環境省パブリックコメント（令和8年1月9日～2月7日まで）

- ・スクラップヤードの規制強化
- ・リチウム蓄電池等の保管基準等の強化
- ・PCB廃棄物の制度見直し（高濃度PCB：令和8年3月末処分終了）
（低濃度PCB：令和9年3月末処分終了）
- ・災害廃棄物の制度整備

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ：廃棄物対策課（0565-34-6710）

出典：環境省

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団